

## 令和3年7月豪雨災害に伴う被災農地に対する営農継続支援について

### 1. 目的

令和3年7月豪雨災害により多くの農地・農業用施設が被災したが、災害復旧事業（国補助・市単独）を活用し、次年度からの営農活動の再開を要望する農業者も多い。

しかしながら、市全体の被災状況は過去に例を見ない甚大な被害であり、災害復旧には長い期間を要することになり、次年度の営農には間に合わない農地が発生する。

こうしたことから、災害復旧後の営農活動再開を目的として、被災農地の災害復旧事業が完了するまでの間、対象農地の維持管理に対し特例的に支援を実施するものとする。

### 2. 制度概要

令和3年7月豪雨災害で被災した影響により、次年度水稻等の作付けができない農地（田）について、草刈等の維持管理を行う場合、その費用に対して一定の支援金を支給する。

- ・対象とする災害：令和3年7月豪雨災害
- ・支援対象者：被災した農地の所有者又は耕作者
- ・対象農地：上記災害の影響により水稻等の作付けが出来ず維持管理（草刈等）を行う農地（田）
- ・支援内容：被災農地の維持管理（草刈等）の費用の一部
- ・支援金額：3,000円/10a
- ・支援金事務担当：農政課